

1. 会合名	証券化商品に関するワーキング・グループ（第14回）
2. 日時	平成24年12月19日（水）10時00分～11時30分
3. 議案	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 投資家層拡大に向けた取り組みについて</li> <li>2. IOSCOの証券化規制に関する最終報告書（“Global Developments in Securitization Regulation -Final Report”）の公表について</li> <li>3. 我が国証券化市場の活性化に向けた証券化WGでの今後の取り組みの方向性およびスケジュール</li> <li>4. その他（報告事項）</li> </ol>
4. 主な内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 投資家層拡大に向けた取り組みについて <p>事務局より、本年11月に実施した地方金融機関の証券化商品投資の状況等に関するヒアリング結果について説明が行われた。標準情報レポート・パッケージ（以下、「SIRP」という。）やSIRPガイドブック等の認知度には、各行間ではばらつきが見られることや、今回のヒアリング先については、各行とも新規投資スタンスはどちらかと言えば慎重であったこと等が報告された。</p> <p>加えて、週刊金融財政事情誌に対して、本WGの取り組み等に関する寄稿を行う予定であることが報告された。</p> <p>以上の報告を踏まえて、今後の投資家層拡大やWGでの活動内容の普及・啓発等に向けた取り組みについて議論が行われた。</p> <p>議論においては、次のような意見が出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ SIRPは、証券化商品への投資を行っていない先では認知度が必ずしも高くない状況にあるといえる。今後も様々な機会をとらえて情報発信を行っていくことが重要と考える。</li> <li>・ SIRPはバーゼル規制やその他の規制の枠組みにおいても利用されている。また、注目度の高いPFIについても、PFI株式・債権の譲渡解禁がなされた際に、どのような情報開示を行うかについて、SIRPを参考として活用する余地がある。</li> </ul> </li> </ol>

2. IOSCO の証券化規制に関する最終報告書 (“Global Developments in Securitization Regulation -Final Report”) の公表について

事務局より、本年11月16日にIOSCOから公表された「証券化商品関連規制に係るグローバルな動向」と題する最終報告書 (“Global Developments in Securitization Regulation - Final Report”) の概要について説明が行われた。

これを受けて、当WGにおいては、引き続き情報収集を行い、必要に応じた対応を行っていくこととされた。

3. 我が国証券化市場の活性化に向けた証券化WGでの今後の取り組みの方向性およびスケジュール

事務局より、前回会合での意見を踏まえた今後の取り組みの方向性およびスケジュールの事務局案についての説明が行われた。

これを踏まえて、今後の当WGでの取り組みについて議論が行われた。

議論においては、次のような意見が出された。

- ・ 投資家層の拡大を課題として挙げているが、実感としては供給サイドの証券化意向が盛り上がらないことの方が根が深いようにも思われる。今後は、発行体に対しても何らかの働きかけを行っていく必要があるのではないか。
- ・ 証券化商品の年間発行額は、ピーク時の10兆円近くから、足元は3兆円程度となっている。背景には、資本市場における証券化の重要度の低下があり、結果として投資家層も縮小している。対応としては、発行サイドへの働きかけも必要かもしれないが、やはり投資家層拡大に向けた働きかけが重要であると考えられる。
- ・ 証券化商品のイメージアップ戦略について検討の余地があるのではないか。

- ・ 発行体と投資家のニーズがうまくマッチングしないと市場が伸びないため、投資家・発行体それぞれ向けの働きかけにとどまらず、双方の意見交換のようなものができればよいのではないか。例えば、市場参加者を集めた説明会を開催し、パネルディスカッション形式として、発行体と投資家の双方の立場での議論を行うといったことが考えられる。
- ・ 昨年4月に、住宅金融支援機構が5,000億円規模の大型起債を行った際には1兆円近い需要が集まった。こうした証券化商品に対する投資家の強い需要をABS等の他のアセットクラスで拾っていくことが課題ではないか。
- ・ 現状、日本の投資家ニーズはリスクの低い高格付け部分に偏っている。今後、よりリスク許容度が高い投資家を呼び込む方策を考える必要がある。その延長線上で、新しい（投資家の慣れていない）商品、例えばレベニュー債等の市場を拡大していく余地が広がるのではないか。
- ・ 現状では、私募発行中心のため、発行条件等の情報が他の市場参加者に見えないようになっている。結果として、仮に証券化商品での調達ニーズがあったとしても、どのような条件での調達が可能なのかを判断する材料がなく、他の調達手段を選択するというケースがあるのかもしれない。発行情報の開示拡充に向けて何らかの働きかけができればよいのではないか。

#### 4. その他（報告事項）

事務局より、ホームページ閲覧者の利便性向上のため、証券化に関するページのレイアウトの修正を行ったことが報告された。

また、本年11月30日に「証券化市場の動向調査のとりまとめ」（2012年上半期）及び「証券化市場の残高調査のとりまとめ」（2012年9月末基準）の公表を行ったことが報告された。

5. その他	本議事概要は暫定版であり、今後、内容が変更される可能性がある。
6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制本部 公社債・金融商品部（金融商品担当）（03-3667-8516）